

上手な暮らし塾

特集

市政

長崎市民

「ご意見」
プレゼント

生活情報

健康

子育て

福祉

被爆者援護

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

自治会

地域を元気に！あなたのまちの自治会 ～小瀬戸町西2区自治会～

地域を良くするため、さまざまな活動をしている自治会。地域の身近な情報を伝えることで、楽しい町をつくらうとがんばる自治会もあります。

小瀬戸町西2区自治会では、今年4月に、初めて自治会の広報紙を作りました。

鶴巻巧会長に伺いました。

—広報紙を作り始めたきっかけは？

今年度から会長に就任したんですが、地域のかたとお話しをする中で「地域の出来事を知らない」「自治会のことがよくわからない」という声をいただきました。ですから、もつと地域や自治会を知ってもらえるよう、広報紙を作ってみることにしたんです。編集はみんなで分担作業をしています。

—どんな情報を掲載していますか？

基本的な情報が多いです。あまり頑張りすぎても、続きませんからね。

例えば7月号では、初めの週にあった大雨について、町内の被害やその対応状況を



報告しました。地域の工事などの情報も「手始めに伝えるように」しています。

—基本的なことが一番大切ですよ。

そう思います。でも、楽しいことをたくさん盛り込みたいとも考えています。そこで、地域のお祭りや、長崎がんばらばらばら国体の話題なども載せるようにしました。

—このおかげで、地域の中で共通の話題ができて、新たな会話が生まれるきっかけにもなっています。10月には、自治会のメンバーで国体の応援に行つて、一緒に思い出づくりができたら…、そんなことも考えています。

鶴巻会長、ありがとうございます。

小瀬戸町西2区自治会では、自治会広報紙の発行を通じて、地域の出来事を伝えたり、会話のきっかけづくりに取り組んだりしています。あなたの町では、どうなんでしょうか？

一歩踏み出して、あなたの町の自治会を、少しのぞいてみてはいかがでしょう。

■問い合わせ

自治振興課 ☎829・1134

消費者

試供品で思わぬ請求！ ～無料だと思い込まないで～



ある日、Aさんに業者から電話があり、「健康食品のサンプルを送ります。お試しで10日分です」と言われました。サンプルなら無料だと思ったAさんは承諾し、数日後、健康食品が届きました。開けてみると健康食品と500円の請求書が入っていて、無料だと思っていたAさんは驚いて消費者センターに相談しました。

これは、「試供品」「サンプル」「お試し」などの言葉から無料だと思って健康食品を送ってもらったら、実は有料の商品だったという事例です。事例のように、業者が無料か有料かはつきりと言わず、消費者も試供品と聞いて無料だと思い込み、トラブルになるケースがあります。

試供品と言われても、無料のものなのかどうかを確認するようにしましょう。また、実際に試供品が無料であつてもその後高額な商品を勧められたり、注文後、一定期間内に連絡をしないと自動的に定期購入が始まる場合もあるので注意しましょう。

なお、事例のAさんのように、電話勧誘販売であれば、原則契約書面を受け取った日を含めて8日間は一リング・オフで無条件に解約できますが、まずは試供品だからと安易に承諾せず、相手にきちんと契約内容を確認することが必要です。

さらに、最近ではインターネットでも同様のトラブルが発生しています。インターネットの広告を見て、送料のみの負担だと思い試供品を注文すると、実は定期内に解約を連絡しなければそのまま定期購入になるといふものです。

—この場合、送料をクレジットカードで支払うことが多いため、定期購入になると自動的に引き落とされてしまいます。購入する際は、規約などで条件をきちんと確認しましょう。

■「相談は消費者センター（メルカつかまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。